

文部科学省告示第九六号

登録認証機関等に関する規則（平成十七年文部科学省令第三十七号）附則第二条の施行に伴い、電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年 七月 四日

文部科学大臣 中山 成彬

電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示

電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年科学技術庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、文部科学大臣の指定する指定検査機関等に関する規則（昭和六十一年総理府令第六十八号）第十二条の二第一項、第十九条の二第一項及び第二十五条の二第一項、」を「並びに」に改め、「、並びに指定機構確認機関等に関する規則（昭和五十五年総理府令第六十一号）第十二条の二第一項、第十九条の二第一項、第二十四条の二第一項、第三十三条の二第一項及び第四十条の二第一項」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。